

# 京都府公立大学法人教職員表彰規程

平成20年4月1日  
京都府公立大学法人規程第20号

(趣旨)

**第1条** この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則（京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。）第38条の規定に基づき、京都府公立大学法人（以下「法人」という。）に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰の種類)

**第2条** 教職員の表彰は、功績表彰及び永年勤続表彰とする。

(功績表彰)

**第3条** 功績表彰は、次の各号のいずれかに該当する教職員に対して行う。

- (1) 生命の危険を冒してその職務を遂行した者
- (2) 府民の視点に立って職務に精励し、府民満足の向上に特に寄与した者
- (3) 創意工夫により、事務事業の改善・改革に尽力し、大学の運営に大いに貢献した者
- (4) 特に顕著な善行のあった者
- (5) その他表彰にふさわしい功績等のあった者

(永年勤続表彰)

**第4条** 永年勤続表彰は、法人の教職員として在職している者で在職期間が引き続き25年以上若しくは定年退職者のうち、退職日現在で勤続期間が20年以上ある者であって、次の各号のいずれにも該当することなく勤務に精励した者に対して行う。

- (1) 休職中の教職員（私傷病による心身の故障又は刑事事件に関して起訴された場合に限る。）
  - (2) 停職又は長期欠勤中の教職員
  - (3) その他表彰することが適当でないと理事長が認めるもの
- 2 前項の在職期間の計算は、教職員となった日から毎年5月1日を基準日とし、基準日までの満年月数によるものとし、国又は地方公共団体の教職員としての在職期間を通算するものとする。ただし、在職期間の中途における休職期間及び停職期間は1/2算入とし、この期間に引き続いた前後の在職年数は通算する。
- 3 第1項の規定は、派遣職員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により京都府から法人に派遣された職員をいう。）には適用しない。

(選考方法)

**第5条** 被表彰者は、京都府公立大学法人教職員表彰選考委員会（以下「委員会」という。）の選考を経て定める。

- 2 委員会の委員は理事長が指名するものとする。
- 3 委員長は委員の中から理事長が指名する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(表彰の方法等)

**第6条** 表彰は、理事長が表彰状を授与するほか、金品を授与することができる。

(表彰の時期)

**第7条** 功績表彰は、必要に応じて随時行う。

- 2 永年勤続表彰は、毎年一定の期日に行う。ただし、特別な理由があるときは、随時に行うことができる。

(雑則)

**第8条** この規程に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により、法人成立の日には教職員となった者については、その者の京都府職員としての在職期間を第4条第2項に定める在職期間とみなす。

附 則（規程第20－1号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年3月31日における京都府組織規定（昭和30年京都府規則第32号）第120条に規定する京都府立与謝の海病院に京都府職員として勤務し、引き続き平成25年4月1日付けで法人の教職員となった者については、その者の京都府職員としての在職期間を第4条第2項に定める在職期間とみなす。